

食安輸発第0706003号
平成19年7月6日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

モニタリング検査の実施について
(放射線照射食品)

平成19年度輸入食品等モニタリング計画については、平成19年3月30日付け食安輸発第0330005号(最終改正：平成19年5月9日付け食安輸発第0509001号)に基づき実施しているところです。

今般、「放射線照射された食品の検知法について」(平成19年7月6日付け食安発第0706002号)が通知されたことから、下記により放射線照射食品に係る検査を実施することとしたので、対応方よろしく申し上げます。

記

- 1 実施期間
平成19年7月6日から平成20年3月31日まで
- 2 対象食品
香辛料
- 3 検体採取方法
平成19年3月30日付け食安輸発第0330005号 別添の別表第2「添加物②不均一に分布するもの」により実施すること。
- 4 検査項目
放射線照射の有無

5 検査方法

平成19年7月6日付け食安発第0706002号により実施すること。

6 検査検体数

119件

7 備考

(1) 検知された場合は、食品衛生法第11条違反として措置すること。

(2) 試料への標準線量の照射は、次の機関に依頼すること。

原子燃料工業株式会社 熊取事業所

〒590-0481 大阪府泉南郡熊取町朝代西1丁目950番地

TEL 072-452-3901 FAX 072-453-3559